

春日井市情報公開・個人情報保護  
制度施行状況報告書

(平成17年度)

春日井市

## 目 次

---

第 1	制度のあらまし	1
第 2	情報公開制度の施行状況	9
第 3	個人情報保護制度の施行状況	14
第 4	情報提供制度の施行状況	15
第 5	会議公開制度の施行状況	16
資料 1	平成 17 年度情報公開実施状況一覧表	17
資料 2	平成 17 年度個人情報保護実施状況一覧表	33
資料 3	平成 17 年度会議公開実施状況一覧表	37

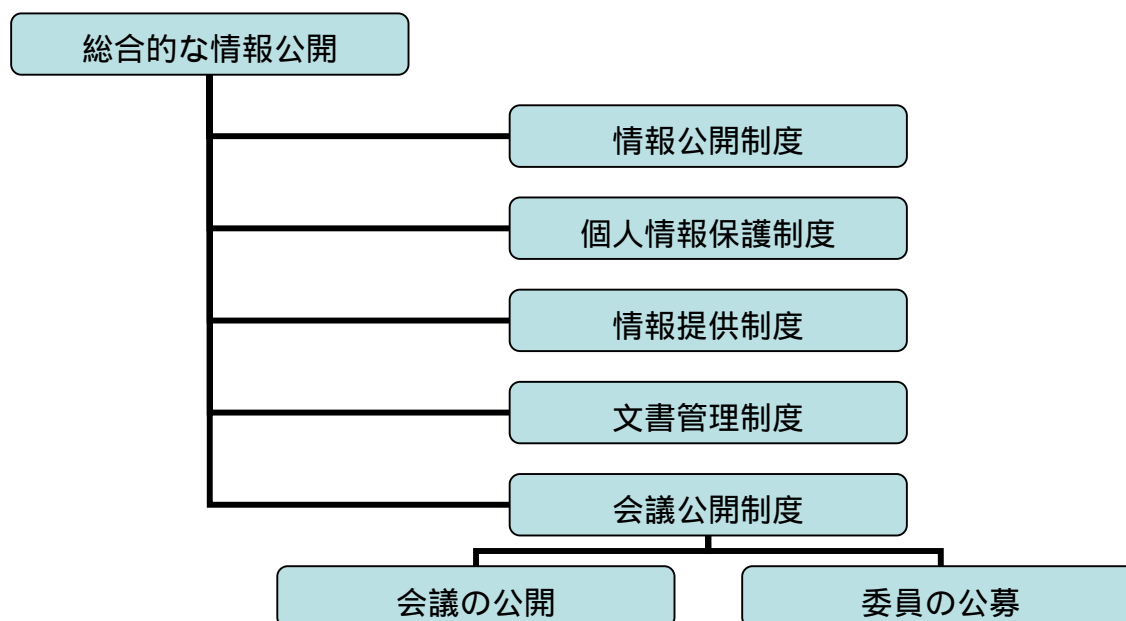
## 第1 制度のあらまし

本市では、春日井市情報公開条例に基づき、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現をめざして、総合的な情報公開の推進に努めています。

総合的な情報公開の推進とは、公文書の開示を行うだけでなく、情報提供、会議公開等を整備充実することにより市が保有する情報の公開を総合的に進めていくもので、おおむね次の制度があげられます。

- (1) 情報公開制度 市民からの開示請求に応じて公文書の開示を行う制度
- (2) 個人情報保護制度 自分の情報を確認する権利や適正な個人情報の取扱いを定める制度
- (3) 情報提供制度 市政に関する情報を積極的に市民に提供する制度
- (4) 文書管理制度 文書管理システム等により適正な文書の管理を行う制度
- (5) 会議公開制度 会議の公開や公募による委員の選出を実施する制度

### 【総合的な情報公開のイメージ】



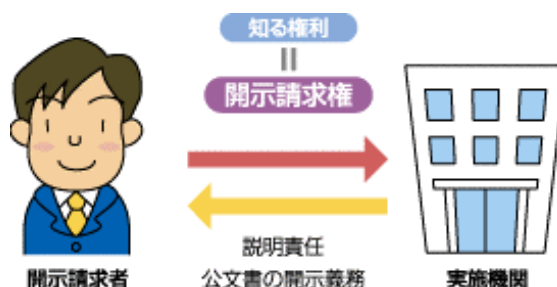
## 1 情報公開制度

本市では、春日井市情報公開条例を平成 12 年 9 月 29 日に公布し、平成 13 年 4 月 1 日から施行しています。

情報公開制度とは、市民等からの請求により、公文書を公開する制度です。

条例の概要は、次のとおりです。

### 【情報公開制度のイメージ】



#### (1) 目的

市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、総合的な情報公開を推進します。

また、市の行政運営の公開性の向上と公正の確保を図ることにより、行政活動を市民に説明する責任を果たし、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現をめざしています。

#### (2) 実施機関

情報公開を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会です。

#### (3) 対象文書

対象となる公文書は、実施機関の職員が平成 13 年 4 月 1 日（施行日）以後に職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録で、職員が組織的に用いるものとして、保有しているものです。また、施行日前の公文書も申出があれば、応じていきます。

#### (4) 請求できる方

市内に在住、在勤又は在学の方、市内に事務所又は事業所がある法人その他の団体、市と具体的利害関係がある方や法人その他の団体の方が請求できます。また、上記以外の人からも申出があれば、応じていきます。

## (5) 公文書の開示義務

公文書は原則公開ですが、条例第 7 条の各号に掲げる不開示情報に該当する次の場合には不開示となります。

法令秘情報 (1号)	法令や条例で不開示とされている情報
個人情報 (2号)	個人識別情報、個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報
法人情報 (3号)	法人などの正当な利益を害するおそれがある情報など
公共安全情報 (4号)	犯罪の予防など公共の安全を害するおそれがある情報
国等協力関係情報 (5号)	犯罪の予防など公共の安全を害するおそれがある情報
審議検討情報 (6号)	審議検討等の情報で特定の者に利益を与えるおそれがあるものなど
事務事業情報 (7号)	事務・事業の情報で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

## (6) 開示請求の手続

- ア 開示の決定等は、原則、請求があった日から起算して 15 日以内に行います。
- イ 公文書に第三者に関する情報が記載されているときは、この第三者に意見書を提出する機会を付与できます。

## (7) 不服申立て

開示決定等に不満があるときは、実施機関に対して不服申立てをすることができます。実施機関は、第三者機関である情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決又は決定を行います。

## (8) その他

- ア 公文書の検索資料を作成し、情報公開の受付窓口に設置します。
- イ 市が一定の出資をしている法人等に対し、この条例の趣旨に基づき出資法人等が保有する情報を公開するよう協力を要請します。

## 2 個人情報保護制度

---

本市では、春日井市個人情報保護条例を平成 14 年 9 月 30 日に公布し、平成 15 年 4 月 1 日から施行しています。

個人情報保護制度とは、個人の人格尊重の理念に基づき、プライバシーを始めとする個人の権利利益の保護を図るため、自分の個人情報の内容を確認する権利や個人情報の適正な取扱いの基本原則などを定める制度です。

条例の概要は、次のとおりです。

### (1) 目的

#### ア 個人の権利・利益の保護

個人の人格尊重の理念に基づき、プライバシーを始めとする個人の権利・利益の保護を図ること。

#### イ 個人情報の適正な取扱いの確立

本人取得の原則、利用・提供の制限、安全確保など個人情報の適正な取扱いの基本原則を定めること。

#### ウ 自分の情報を確認する権利の保障

自分の個人情報の公開、訂正、利用の停止などを求めることができる権利を保障すること。

### (2) 個人情報の定義

個人に関する情報で、氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別することができるものです。

(例) 氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、職業、役職、収入、財産、口座情報、成績、健康状態、信教、趣味、意見や苦情内容、など

### (3) 個人情報の適正な取扱いの基本原則

#### ア 保有の制限

個人情報は、必要な場合に限り、利用目的を特定して取り扱います。

#### イ 適正で適法な方法による取得

個人情報は、適正で公正な手段で取得します。

#### ウ 本人取得の原則

個人情報は、原則として本人から取得します。

エ 利用目的の明示

個人情報の利用目的を明らかにします。

オ 思想・信条などに関する情報の取得の制限

思想、信条、信教に関する個人情報や社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、原則として取得しません。

カ 正確性確保

市が持っている個人情報が事実と合致するよう努めます。

キ 安全確保

個人情報の漏えい、き損の防止など適正な管理をします。

ク 利用・提供の制限

個人情報の利用・提供は、一定の制限をします。

ケ 受領者に対する措置要求

個人情報を提供する場合は、利用制限や安全措置を求めます。

コ 高度情報通信ネットワークによる提供の制限

インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて個人情報を提供するときには、必要な保護措置をとります。

(4) 開示、訂正及び利用停止請求

ア 個人情報の本人開示

市が保有している個人情報について、本人開示の請求ができます。

なお、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は本人に代わって、死者の遺族などは一定の死者に関する情報について開示請求することができます。

イ 個人情報の訂正等

開示を受けた自分の個人情報が事実でないときは、事実とその根拠を示して、その個人情報の訂正、追加、削除の請求をすることができます。

ウ 個人情報の利用停止等

開示を受けた自分の個人情報が適法に取り扱われていないことを理由として、利用の停止、消去、提供の停止の請求をすることができます。

(5) 罰則

ア 実施機関の職員等が、正当な理由なく、電子計算機処理に係る個人情報ファイルを提供した場合、処罰されます。

イ 実施機関の職員等が、保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合、処罰されます。

ウ 実施機関の職員がその職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合、処罰されます。

エ 開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により保有個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科します。

(6) 民間事業者に対する規制

民間事業者の個人情報の取扱いについて苦情があったときは、市から民間事業者に対し、必要に応じて説明・資料の提出を求め、助言・勧告を行うことができます。



### 3 総合的な情報公開の推進のための関連制度

---

#### (1) 情報提供制度

春日井市情報提供の推進に関する指針を定め、市政に関する情報を積極的に市民に提供するように努めています。

指針では、市政運営の基本方針に関する事項、環境、福祉、健康、防災、教育その他市民生活に密接な関係がある事項など 13 項目について提供すべき事項を定めています。

市役所 2 階の情報コーナーでは、予算・決算書、統計資料、交際費、旅費、食糧費の一覧、審議会の議事録、計画書、報告書などの行政資料の閲覧をすることができます。

#### (2) 文書管理制度

文書管理制度は、情報公開制度の円滑な運用を図るため、車の両輪にあたる重要な制度です。本市では文書管理システムを導入するとともに、春日井市文書取扱規程に基づき、適正な文書の管理に努めています。

市民の方がどのような文書があるか明らかにするため、全てのファイル名と文書件名を記載した文書目録を一般の閲覧に供しています。

#### (3) 会議公開制度

春日井市附属機関等の設置等に関する要綱を定め、公募による委員の選出に努めるとともに、附属機関などの会議を原則公開とし、公正で透明性のある市政の推進を図ります。

公開の会議は、広報、ホームページで周知し、どなたでも傍聴いただけます。



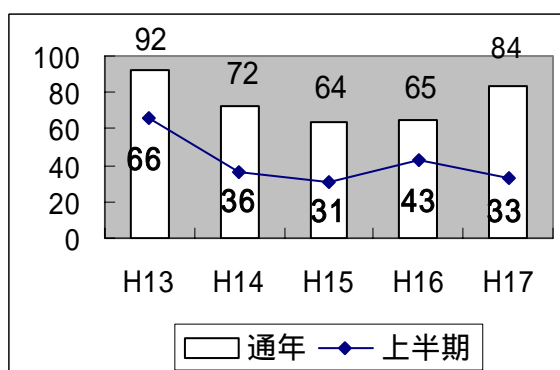
## 第2 情報公開制度の施行状況

### 1 開示請求件数

平成17年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）の公文書の開示請求の件数は、84件（請求36件、申出48件）です。

平成13年～17年度の件数の推移は、図1のとおりこれまでゆるやかな減少傾向にありましたが、平成17年度で増加に転じています。

図1 本市の請求件数の推移



### 2 国、地方公共団体

#### (1) 国、主な都府県

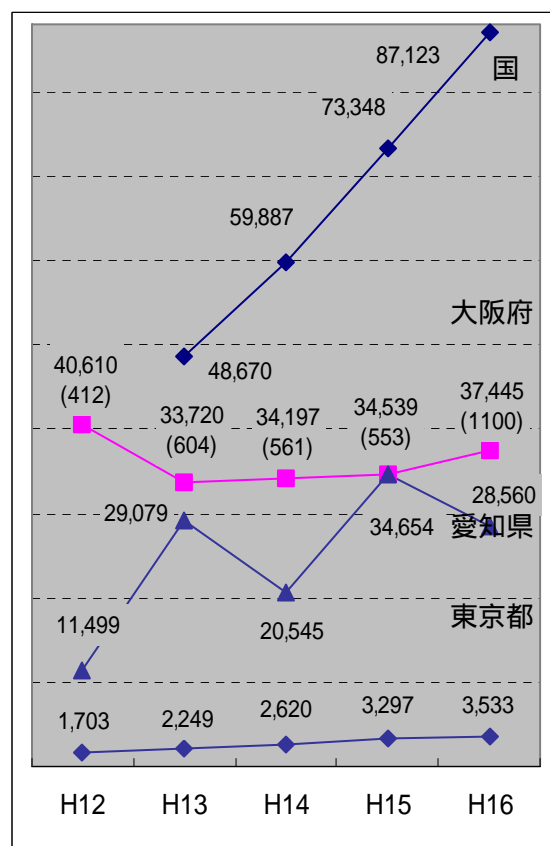
国と主な都府県における平成12年～16年度の開示請求の件数の推移は、図2のとおりです。

愛知県を除いて、請求件数は増加傾向にあります。

	H12	H13	H14	H15	H16
国		48,670	59,887	73,348	87,123
大阪府	40,610	33,720	34,197	34,539	37,445
愛知県	11,499	29,079	20,545	34,654	28,560
東京都	1,703	2,249	2,620	3,297	3,533

（備考）平成17年度の状況は、まだ公表されていないため、平成16年度までの状況とした。

図2 国等の請求件数の推移



大阪府は情報提供等を含めた総利用件数、（ ）内が開示請求件数になります。

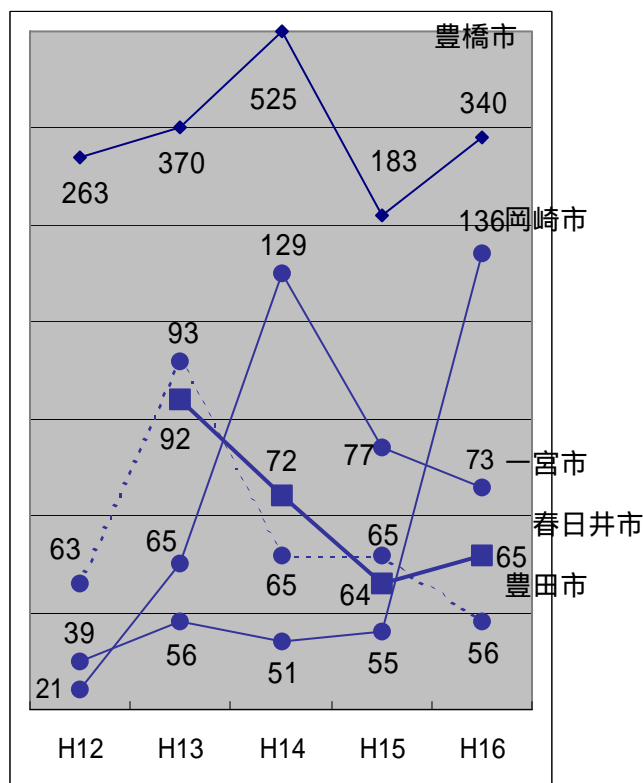
## (2) 愛知県内の主な市

県内の主な市における平成12年～16年度の開示請求の件数の推移は、図3のとおりです。

	H12	H13	H14	H15	H16
豊橋市	263	370	525	183	340
一宮市	21	65	129	77	73
豊田市	63	93	65	65	56
春日井市		92	72	64	65
岡崎市	39	56	51	55	136

(備考) 平成17年度の状況は、まだ公表されていないため、平成16年度までの状況とした。

図3 県内市の請求件数の推移

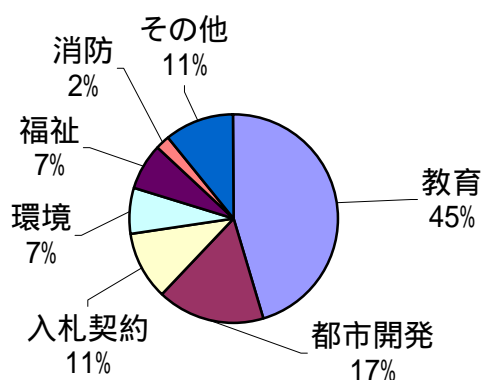


## 3 開示請求の内容別件数

平成17年度の開示請求を内容別にみると、教育、都市開発に関する請求が多くなっています。

内 容	件数
教育に関する事	38
都市開発に関する事	14
入札契約に関する事	9
環境に関する事	6
福祉に関する事	6
消防に関する事	2
住民基本台帳に関する事 選挙に関する事 情報公開に関する事 広報に関する事 病院に関する事 河川敷地に関する事 砂防指定に関する事 市営住宅に関する事 下水道に関する事	各 1×9
計	84

図4 内容別割合



#### 4 開示請求の内容別件数の推移

平成 13 年～17 年度の請求内容の上位 3 をみると、教育、入札契約、都市開発などの分野が多くなる傾向にあります。

#### 【年度推移】

	1	2	3
H13	入札契約 (32 件、35%)	環境 (19 件、21%)	教育 (8 件、9%)
H14	教育 (22 件、31%)	環境 (13 件、18%)	入札契約 (10 件、14%)
H15	入札契約 (18 件、28%)	教育 (14 件、22%)	都市開発 (9 件、14%)
H16	教育 (18 件、28%)	入札契約 (12 件、18%)	人事・都市開発 (6 件、9%)
H17	教育 (38 件、45%)	都市開発 (14 件、17%)	入札契約 (9 件、11%)

#### 5 部局別請求件数の推移

平成 13 年～17 年度の部局別の上位 3 をみると、教育委員会の件数が多くなる傾向にあります。

#### 【年度推移】

	1	2	3
H13	建設部 (14 件、15%)	教育委員会 (13 件、14%)	環境部 (12 件、13%)
H14	教育委員会 (35 件、49%)	環境部 (10 件、14%)	総務部・議会 (5 件、7%)
H15	教育委員会 (17 件、27%)	健康福祉部 (10 件、16%)	建設部 (9 件、14%)
H16	教育委員会 (25 件、38%)	建設部 (13 件、20%)	総務部 (8 件、12%)
H17	教育委員会 (39 件、46%)	建設部 (17 件、20%)	環境・健康福祉部 (6 件、7%)

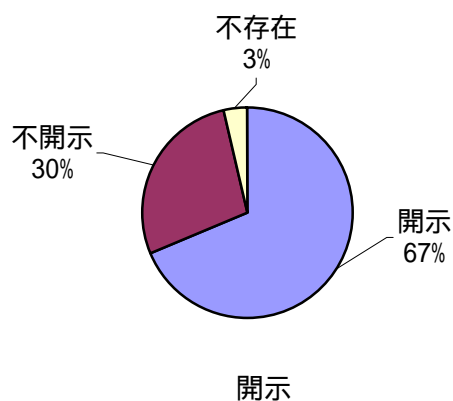
#### 6 開示決定等の件数

平成 17 年度の開示決定等の件数は、次のとおりです。

処理区分	件数
開示	59
(うち全部開示)	12
(うち一部開示)	47
不開示	26
不存在	3

取下げ 2 件

図 5 公開率



$$\text{公開率} = \frac{\text{開示}}{\text{開示} + \text{不開示} + \text{不存在}} \times 100$$

## 7 開示決定等の件数の推移

平成13年～17年度の開示決定等の件数の推移は、右表のとおりです。

平成17年度は、不開示の件数が大幅に増加し、公開率が低下しています。

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによります。

年度	請求件数	処 理 状 況					公開率
		全部開示	一部開示	不開示	不存在	取下げ	
H13	92	33	50	0	2	8	98%
H14	72	39	30	3	3	8	92%
H15	64	25	30	3	7	4	85%
H16	65	16	39	3	5	8	87%
H17	84	12	47	26	3	2	67%

## 8 部局別の処理状況

平成17年度における部局別の請求件数及び処理状況は、次のとおりです。

部局名	請求件数	処理区分					公開率
		全部開示	一部開示	不開示	不存在	取下げ	
教育委員会	39	4	14	25	1		41%
建設部	17	3	11	1	1	1	88%
環境部	6	1	4		1		83%
健康福祉部	6		6				100%
総務部	4	1	3			1	100%
財政部	4	2	2				100%
下水道部	3		3				100%
消防本部	2		2				100%
市民病院	1		1				100%
市長室	1	1					100%
市民経済部	1		1				100%
企画調整部	0						
水道部	0						
春日井市議会	0						
勝川地区総合整備室	0						
監査委員	0						
合 計	84	12	47	26	3	2	67%

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによります。

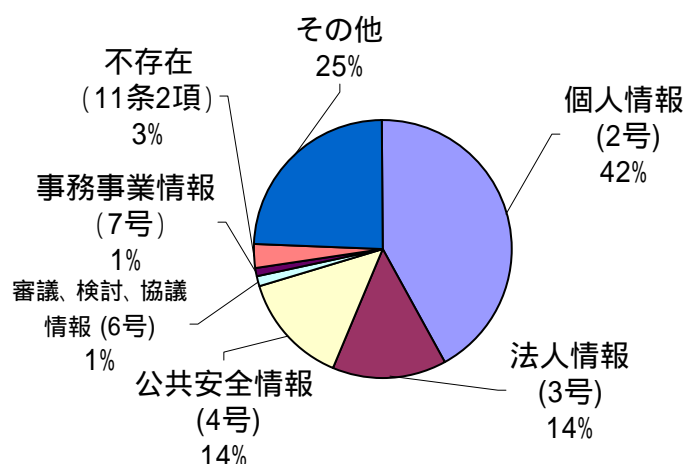
## 9 不開示情報の理由

不開示とした理由は、図6のとおりです。

2号の個人に関する情報が不開示情報の主なものとなっています。

不開示情報	件数
個人情報 (2号)	41
法人情報 (3号)	14
公共安全情報 (4号)	14
審議、検討、協議情報(6号)	1
事務事業情報 (7号)	1
不存在 (11条2項)	3
その他	24
計	98

図6 不開示情報別割合



(備考) 号数は、春日井市情報公開条例第7条の各号を指しています。(3頁参照)

「その他」とは、条例施行前の公文書に係る任意開示申出を不開示としているものです。

## 10 不服申立て・審査会答申の状況

不服申立ての件数は、平成14年～17年度で減少傾向にあり、平成17年度は不服申立てはありませんでした。

平成13年～17年度の審査会の答申状況は、右表のとおりです。

答申の詳細は、次のホームページをご覧ください。

<http://www.city.kasugai.aichi.jp/somu/joho/sinsakai/top.html>

【不服申立て・審査会答申の状況】

年度	不服申立て件数	審査会答申状況			
		棄却	認容	一部認容	その他
H13	0	0	0	0	0
H14	5	2	1	2	0
H15	2	1	1	0	0
H16	1	0	0	1	0
H17	0	0	0	0	0

### 第3 個人情報保護制度の施行状況

#### 1 開示等請求件数

平成 17 年度の個人情報の本人開示請求件数は 6 件です。

平成 15 年～17 年度の推移を見ると、平成 16 年度は一旦減少しましたが、17 年度は増加に転じています。

【開示等の請求件数の比較】

年度	開示	訂正	利用停止	合計
H15	14	1	0	15
H16	1	0	0	1
H17	6	1	0	7

#### 2 開示決定等

平成 15 年～17 年度の開示決定等の状況は、右表のとおりです。

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1 つの請求で 2 種類の決定等があることによります。

【開示決定等の状況】

年度	請求件数	処 理 状 況					
		全部開示	一部開示	不開示	不存在	不訂正	訂正却下
H15	15	9	4	1	1	0	1
H16	1	1	1	0	0	0	0
H17	7	2	2	1	3	1	0

#### 3 不開示の理由

一部開示のうち不開示とした理由は、法令秘情報(17 条 1 号) 1 件、開示請求者以外の個人情報(3 号) 2 件、法人情報(4 号) 1 件、公共安全情報(5 号) 2 件、事務事業情報(7 号) 1 件です。

#### 4 不服申立て・審査会答申の状況

不服申立て及び審査会答申の状況は、右表のとおりです。

平成 17 年度は市民病院に対する不服申立てが 1 件ありました。

答申の詳細は、次のホームページをご覧ください。

<http://www.city.kasugai.aichi.jp/somu/joho/sinsakai/top.html>

【不服申立て・審査会答申の状況】

年度	不服申立て件数	審査会答申状況			
		棄却	認容	一部認容	その他
H15	1	0	0	0	1
H16	0	0	0	0	0
H17	1	0	1	0	0

(備考) H15 その他欄は、審査会の諮問対象外の事案になります。

## 第4 情報提供制度の施行状況

### 1 行政資料の登録件数

市がとりまとめる統計書、報告書等の各種行政資料を市民の皆さんが閲覧できるよう2階情報コーナーに配置しています。

平成13年～17年度の行政資料の登録件数の推移は、図7のとおりです。

17年度末に行政資料の整理を行い、重複した資料等を登録抹消したため、全体の登録件数が減少しています。

### 2 部局別の登録状況

平成17年度の部局別の登録状況は、右表のとおりです。

行政資料の一覧は、次のホームページをご覧ください。

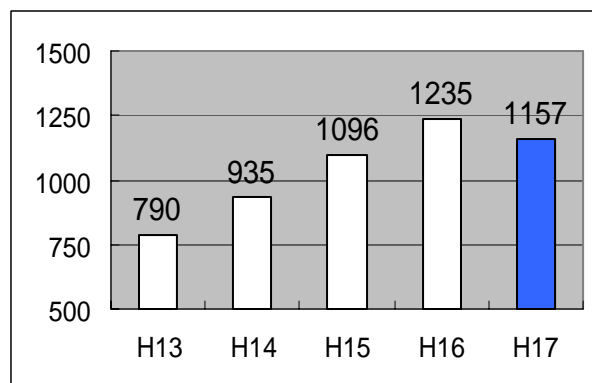
<http://www.city.kasugai.aichi.jp/somu/johokoukai/johokoukai-4.html>

### 3 ホームページの総アクセス件数

平成13年～17年度の春日井市のホームページの総アクセス件数の推移は、図8のとおりです。

平成17年度では、891万2188件のアクセスがありました。

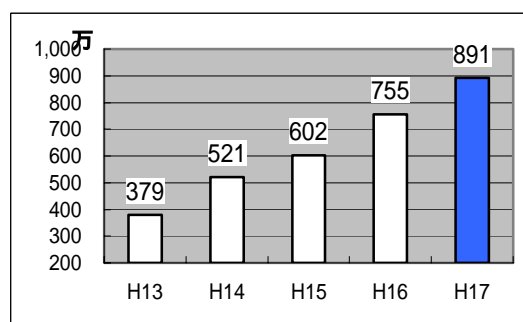
図7 行政資料の登録件数の推移



【部局別の登録状況】

部局名	件数
教育委員会	249
総務部	227
健康福祉部	143
企画調整部	131
市民経済部	120
環境部	83
建設部	71
市長室	52
勝川地区総合整備室	22
消防本部	14
下水道部	13
財政部	8
市民病院	7
春日井市議会	8
水道部	9
監査委員	0
合計	1157

図8 総アクセス件数の推移





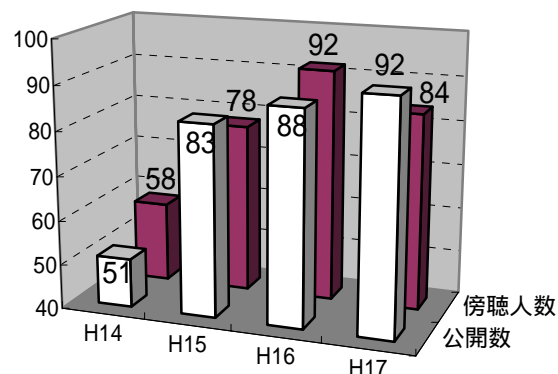
## 第5 会議公開制度の施行状況

### 1 会議公開の実施状況

平成14年～17年度に公開で行われた延べ会議数、傍聴人数の推移は、図9のとおりです。

会議の公開数は、年々増加の傾向にあります。平成17年度における傍聴人数は、減少しています。

図9 公開数・傍聴人の推移

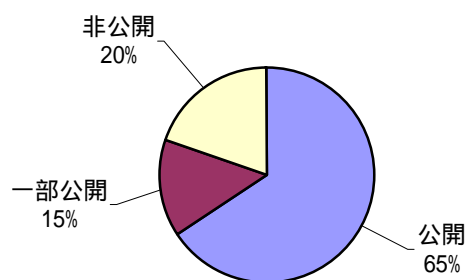


### 2 公開・非公開の決定状況

平成17年度における会議の公開・非公開の決定状況は、67の附属機関等のうち公開40、一部公開9、非公開12、未決定11です。

決定を行った会議のうち、公開率（一部公開を含む。）は、80%です。

図10 公開・非公開の決定状況



### 3 非公開の理由

非公開の主な理由は、個人情報扱うため（介護認定審査会の合議体、老人ホーム入所判定委員会、開発審査会等）、障害児の個人状況を審査し、保育園入所の可否を決定するため（障害児保育審査委員会）等となっています。

## 資料1 情報公開実施状況一覧表

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
1	4月1日	請求	財政部管財課	管財課で事務用備品、事務用品の平成16年4月1日から17年3月31日までの見積り徴収表(金額3万円以上)	平成16年4月1日から平成17年3月31日までの物品調達決定書	4月7日	全部開示				
2	4月5日	請求	教育委員会総務課	平成16年度定例教育委員会の会議資料(非公開のものを除く)	平成16年度定例教育委員会の会議資料(非公開のものを除く)	4月25日	一部開示	個人の住所、生年月日、寄附金額	条例第7条第2号に該当	開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。	期間延長
3	4月8日	申出	総務部情報政策課	情報公開審査会議事録及びそこで配布された資料(平成16年度分)	平成16年度第1回～第3回春日井市情報公開・個人情報保護審査会議事録、審査会資料及び参考資料	4月20日	全部開示				
					平成16年度第1回～第2回春日井市情報公開・個人情報保護審査会提出資料及び開示請求に係る公文書		一部開示	開示請求者の氏名、住所等、異議申立て人の氏名、住所等、答申書(諮問第5号)における不開示情報	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため。以下、答申書(諮問第5号)と同じ。	
4	4月8日	申出	総務部総務課(選挙管理委員会)	投票立会人の就任承諾書、選挙立会人の就任承諾書、参議院選挙で任意の1名	平成16年7月11日執行参議院議員通常選挙における投票立会人及び開票立会人の承諾書 任意の1名のみ	4月18日	一部開示	投票立会人の住所、生年月日、印影及び所属党派並びに開票立会人の住所及び印影	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。投票立会人及び開票立会人の印影は同号ただし書きア及びウには該当しないため。投票立会人の氏名及び開票立会人の氏名、候補者以外の部分については、公表の事実もなく同号ただし書きアの慣行として公にされている情報に該当しないため。	
5	4月11日	請求	市民経済部市民課	平成16年4月1日から平成17年3月31日までに提出された住民基本台帳閲覧申請書(第8号様式)及び誓約書(第9号様式)(身分確認等の写しは除く)	平成16年4月1日から平成17年3月31日までに提出された住民基本台帳閲覧申請書(第8号様式)及び誓約書(第9号様式)	5月12日	一部開示	個人の住所、氏名、印影及び身分証明書の番号、法人の印影	条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。法人の内部情報及び犯罪予防のため。	期間延長

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
6	4月14日	請求	環境部環境政策課	平成17年3月28日に開催した についての区長・町内会長に行った説明会の議事録	地元区・町内会代表者への説明要旨	4月22日	全部開示				
7	4月15日	申出	財政部管財課	昭和58年11月18日付土地売買契約書(春日井市都市緑化植物園の用地買収) 土地の表示 廻間町地内のも5件	昭和58年11月18日付土地売買契約書(都市緑化植物園の用地買収)	4月18日	一部開示	個人の氏名、住所、印影	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	
8	5月2日	請求	環境部環境政策課	松河戸産業廃棄物処理に関する、公害防止協定の説明会に関する一切の文書及び協定書、H13年8月14日受けた要望書	地元区・町内会代表者への説明要旨、公害の防止に関する協定書、要望書(平成13年8月14日受付)	5月16日	一部開示	印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人その他の団体の内部情報及び犯罪の予防のため。	
9	5月13日	請求	建設部都市整備課	平成14年度決算及び平成15年度決算による負担金、南気墳土地区画整理組合の文書一切(内容、根拠のわかる文書)	平成14年、15年度土地区画整理事業補助金に係る南気墳土地区画整理組合に関する書類(地方特定道路整備計画及び地方特定道路整備事業実施計画書始め6件)	6月13日	一部開示	個人の印影、口座情報、住所、氏名、法人の代表者の印影、口座情報、利息計算書、残高証明書、設計単価、歩掛	条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当	特定の個人が識別され得る情報のため。法人内部の情報であり、公にすることにより、法人の正当な利益を害すると認められるため。公にすることにより犯罪の予防に支障を生ずるおそれがあるため。	期間延長
10	6月6日	請求	環境部環境政策課	平成17年3月28日に開催された「地元区、町内会代表者への説明」の質疑応答の議事録	平成17年3月28日に開催された「地元区、町内会代表者への説明」の質疑応答の議事録	6月10日	不開示(不存在)		条例第11条第2項に該当	開示請求に係る公文書として「地元区・町内会代表者への説明 要旨」を既に全部開示しているところである。しかしながら、それ以外の議事録については、実施機関の職員が職務上組織的に用いるものとして作成しておらず、また当該実施機関が保有している(条例第2条第2号)とは認められないため。なお、録音テープ等についても存在は認められないため。	
11	6月21日	請求	総務部総務課	高蔵寺浄化センター、環境分析センター、衛生プラントで設置されている複写機の維持費、機器の賃貸借料金、一枚の複写単価、トナー、保守料金の明細が分かる書類機器の商品名、設置業者名、最初の契約月日、契約満了日等	賃貸借契約書	7月5日	一部開示	法人の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の印影が、法人の内部情報にあたること及び犯罪予防のため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
12	7月1日	請求	総務部総務課	小中学校53校、保育園28園を除く総ての部、課、施設、機関に設置のFaxの商品名、購入ならば買上げ金額、賃貸借ならば(リース、レンタル)何れか、初回契約書の月額と契約更新ならば現在の月額又は年額の何れか 契約業者名、契約最終満了日の分かる明細一覧表			取下げ				
13	7月4日	申出	建設部建築指導課	平成16年4月から平成17年6月までに工事了の都市計画法に基づく開発行為における公図、開発区域図、土地利用計画図、求積図(区域線の入っているもの)別紙参照 開発許可申請書、設計説明書	平成16年4月から平成17年6月までに工事了分の都市計画法に基づく開発行為における公図、開発区域図、土地利用計画図、求積図(区画線の入っているもの)、開発許可申請書、設計説明書(道路の新設・変更のあったものに限る)	8月10日	一部開示	申請者の代表者の印影、個人名と印影(開発登録簿に記載されているものを除く)	条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当	個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるものが記録されていること、並びに、法人の内部情報保護及び犯罪予防のため	期間延長
14	7月4日	申出	建設部建築指導課	平成16年4月～平成17年6月までの建築基準法第42条第1項第5号道路位置指定における道路位置指定位置図、公図、平面図、丈量図(区画線の入ったもの)	平成16年4月から平成17年6月までの建築基準法第42条第1項第5号道路位置指定における道路位置指定位置図、公図、平面図、丈量図(区画線の入っているもの)	8月10日	一部開示	法人の代表者印の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の内部情報保護及び犯罪予防のため。	期間延長
15	7月7日	請求	教育委員会総務課	2004/10/2～2005/5/31に開かれた教育委員会会議において非公開とされた部分の会議録	2004年10月2日～2005年5月31日に開かれた教育委員会会議において、非公開とされた部分の会議録	7月29日	全部開示				期間延長
			教育委員会学校教育課	2004/4/1～2005/6/30 非違行為報告書(校長意見書等含む)	平成16年度非違行為報告書	7月29日	一部開示	氏名、生年月日、年齢、性別、採用年月日、勤務年数、現所属発令年月日、所属、クラス名、学年、発生場所、当該職員の役割、教育目標、その他個人を特定できる部分	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため、又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。	期間延長
16	7月7日	申出	教育委員会総務課	1995/4/1～2000/3/31の教育委員会会議録	1995年4月1日～2000年3月31日の教育委員会会議録	7月29日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
17	7月20日	請求	消防本部 予防課	平成17年4月17日高座山火災に係る「火災調査書」「焼失部分の判明する図」	平成17年4月17日高座町地内で発生した高座山林野火災における火災調査書と焼損範囲図	8月4日	一部開示	火元者、類焼者の氏名、年齢、職業、住所	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	
18	7月26日	申出	健康福祉部 介護保険課	介護保険事業に係る事故報告書(任意10件)	介護保険事業者事故等報告書	8月9日	一部開示	事故等対象者の氏名、生年月日、住所及び被保険者番号	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	
19	8月3日	請求	教育委員会 学校教育課	2004.4.1～2005.3.31に提出された学校管理規則第8条に定める「事故等の報告」、2004.4.1～2005.3.31の春日井市立味美小教職員の研修承認簿	事故報告書(平成16年4月1日～平成17年7月31日提出分)、平成16年度春日井市立味美小学校研修承認簿	9月2日	一部開示	氏名、性別、学年、住所、保護者名、発生場所、学校名(学校種別を除く)、校長氏名、校長職印、電話番号、職員番号、その他個人を特定できる部分	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。又は、事故報告書には、児童生徒の負傷の程度等の秘匿性の高い情報が記載されているので、個人の権利利益を害するおそれがあるため。	期間延長
			教育委員会 総務課	2004.4.1～2005.7.31に提出された学校管理規則第25条に定める「亡失及びき損の報告書等」	2004.4.1～2005.7.31に提出された学校管理規則第25条に定める「亡失及びき損の報告書」	9月2日	一部開示	児童・生徒、利用者、従業員、従業員の氏名、役職名	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	期間延長
20	8月3日	請求	教育委員会 学校教育課	2004.4.1～2005.7.31に各小中学校で実施された泊を伴う行事で、当該行事に参加した教職員の勤務時間の割り振り(いわゆる「配慮」も含む)が分かる文書	平成16・17年度勤務時間の割り振り変更簿(平成16年4月1日～平成17年7月31日に実施された泊を伴う行事関係)	10月4日	一部開示	生徒氏名、添乗員、看護師氏名、携帯電話の電話番号	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため、又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。	期間延長
				2004.4.1～2005.3.31の春日井市立中部中教職員の研修承認簿	平成16年度春日井市立中部中学校研修承認簿	9月2日	一部開示	自宅・個人の携帯電話の電話番号	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため、又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。	期間延長

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
21	8月3日	申出	教育委員会総務課	1990.4.1～1995.3.31の教育委員会会議録	1990年4月1日～1995年3月31日の教育委員会会議録	9月2日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
22	8月18日	申出	健康福祉部児童課	虐待申出受書に関する文書、児童相談所との協議に関する文書(任意のもの)	児童虐待通告受付票及び経過一覧	9月1日	一部開示	個人の氏名、生年月日、年齢等、住所、性別、電話番号、職業、保育園名、学校名、病院名、教師、保育士、民生委員等の氏名、病名健康状況等個人の権利利益を害するおそれのある部分	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。また、本件文書には児童の虐待の程度等の秘匿性が高い情報が記録されていること等から、開示しないこととした部分を公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。	
23	8月18日	請求	教育委員会学校教育課	2003年度及び2004年度(2003年4月1日～2005年3月31日)春日井市立八幡小学校の研修承認簿	平成15・16年度春日井市立八幡小学校研修承認簿	9月29日	一部開示	自宅住所、自宅・個人の携帯電話の電話番号、職員番号	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため、又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。	期間延長
24	8月18日	申出	教育委員会学校教育課	1990年度(1990年4月1日～1991年3月31日)非遵行為報告書	1990年度(1990年4月1日～1991年3月31日)非遵行為報告書	9月29日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
25	8月18日	申出	教育委員会総務課	1990年度(1990年4月1日～1991年3月31日)教育委員会会議録	1990年4月1日から1991年3月31日の教育委員会会議録	9月29日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
26	8月31日	請求	教育委員会学校教育課	2003年度、2004年度の春日井市立中部中学校の研修承認簿及び研修報告書	平成15・16年度春日井市立中部中学校研修承認簿、平成15・16年度春日井市立中部中学校研修報告書	10月13日	一部開示	自宅・個人の携帯電話番号の電話番号、児童生徒氏名、学校名、生徒写真、特殊学級生徒資料	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため、又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。	期間延長

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
27	8月31日	申出	教育委員会総務課	1999年4月1日～2000年3月31日の教育委員会議事録	1999年4月1日～2000年3月31日の教育委員会議事録	10月13日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
28	9月2日	請求	教育委員会総務課	平成17年7月定例委員会議案3に関する作成資料(会議録)	平成17年7月定例教育委員会議案3に関する作成資料(会議録)	10月5日	全部開示				期間延長
29	9月7日	申出	教育委員会総務課	1989.4.1～1990.3.31の春日井市教育委員会会議録	1989年4月1日～1990年3月31日の春日井市教育委員会会議録	10月4日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
30	9月8日	請求	教育委員会学校教育課	2005年7月八日会に出席した小中学校長の旅行命令に関する文書(研修内容、旅費の額、などがわかる文書)	八日会視察研修行程表(平成17年7月27日)、旅行命令書(平成17年7月27日八日会関係)、旅費確認書(平成17年7月27日八日会関係)	10月19日	一部開示	職員番号	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため、又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。	期間延長
31	9月8日	申出	教育委員会総務課	1969年度(1969.4.1～1970.3.31)教育委員会会議録	1969年4月1日～1970年3月31日の教育委員会会議録	10月19日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
32	9月14日	請求	建設部都市整備課	平成14年度住宅地関連公共施設促進事業3・4・31河北線(堀ノ内)施行の残りの事業のわかる文書一切、平成14年度緊急地方道路補助事業(都市計画道路3・4・159)下市場線広場施行後のわかる文書	平成14年度土地区画整理事業補助金に係る堀ノ内特定土地区画整理組合についての緊急地方道路整備補助事業補助金交付申請書始め8件	10月25日	一部開示	個人の印影、口座情報、住所、氏名、補償金額、法人の代表者印の印影、口座情報、設計単価、歩掛	条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当	特定の個人が識別され得る情報のため又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。法人の内部情報であり、公にすることにより、法人の正当な利益を害すると認められるため。公にすることにより犯罪の予防に支障を生ずるおそれがあるため。	期間延長

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
33	9月26日	申出	建設部建築指導課	平成17年4月1日から平成17年8月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」	建築計画概要書	10月11日	不開示		条例第7条第2号及び第7号に該当	本件開示申出のとおり、建築計画概要書の写しの交付を無制限に認めた場合、大量の個人情報容易に流出させ、かつ、ダイレクトメールなど専ら営業活動のために利用されることにより、建築主等の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、本市では、春日井市建築計画概要書等閲覧規程の定めるところにより、建築計画概要書の閲覧をしようとする者は、職員に閲覧の旨を申請し、その承認を受けなければならないとされている。なお、承認に当たっては、対象となる物件を特定し、また閲覧目的等を明らかにするとともに、閲覧時において建築主の氏名、住所等を書き写させない等により、建築主等の個人の権利利益の保護を図っているところである。しかしながら、本件開示申出のとおり、建築計画概要書の写しの交付を無制限に認めた場合、上述のとおり、一定の閲覧制限を行う意義を著しく損なわせ、それにより、当該閲覧事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	
34	10月3日	申出	建設部都市政策課	住居表示台帳、新旧対照表、住居表示案内図(デジタルデータ及び出力したもの)、平成12年4月1日から平成17年9月30日までの「住居表示新築受付簿」	住居表示新旧対照表(住居表示台帳浅山、桃園地区)	11月15日	一部開示	世帯主名	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	期間延長
35	10月3日	請求	市長室広報広聴課	広報の掲載にあたり「子ども」の表記を「子供」とした収集資料、打合せ資料及び決定理由のわかるもの	広報春日井作成マニュアルの該当箇所及び内部調整時における該当資料	10月14日	全部開示				



整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
36	10月3日	申出	教育委員会総務課	春日井市教育委員会会議録 (1988年4月1日～1989年3月31日)	春日井市教育委員会会議録 (1988年4月1日～1989年3月31日)	11月10日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
37	10月7日	申出	教育委員会総務課	春日井市教育委員会会議録 (1988年1月1日～1988年3月31日)	春日井市教育委員会会議録 (1988年1月1日～1988年3月31日)	11月10日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
38	10月11日	請求	教育委員会総務課	春日井市小学校19校(別紙)の印刷機 リコー製品エディシス 平成15年9月1日 -平成17年8月31日24ヶ月間に購入された インク(1000CC)の個数 金額の各校 別明細	春日井市立小学校19校の印刷機(リコー 製品エディシス)で平成15年9月1日～平 成17年8月31日の24ヶ月間に購入された インク(1,000cc)に係る請求書	11月24日	一部開示	法人の代表者 印の印影、振 込先口座情報	条例第7 条第3号 及び第4 号に該当	法人の取引上、金融上の内部 情報であり、法人の正当な利 益を害するおそれがあるた め、及び犯罪予防のため	期間延長
39	10月14日	申出	教育委員会総務課	1999年4月1日～2000年3月31日までに開 催された定例教育委員会の会議録	1999年4月1日～2000年3月31日までに開 催された定例教育委員会の会議録	11月10日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の 文書であるため対象外。	期間延長
40	10月14日	請求	教育委員会学校教育課	2004年度南城中学校の研修承認簿	平成16年度春日井市立南城中学校研修承 認簿	11月10日	一部開示	自宅の電話番 号	条例第7 条第2号 に該当	個人に関する情報であって、 特定の個人を識別することが できるものが記録されている ため、又は個人の権利利益を 害するおそれがあるため。	期間延長
41	10月20日	申出	建設部建築指導課	平成17年7月1日から平成17年9月30日ま でに工事完了分の都市計画法に基づく開 発行為における公図、開発区域図、平面 図、求積図(区画線の入っているもの)、 開発行為許可申請書、設計説明書 (道路の新設・改変のあったものに限 る)	平成17年7月1日から平成17年9月30日ま でに工事完了分の都市計画法に基づく開 発行為における公図、開発区域図、平面 図、求積図(区画線の入っているもの)、 開発許可申請書、設計説明書(道路の新 設・改変のあったものに限る)	11月14日	一部開示	申請者の代表 者印の印影、 個人名と印影 (開発登録簿 に記載されて いるものを除 く)	条例第7 条第2 号、第3 号及び第 4号に該 当	個人に関する情報であり、特 定の個人を識別できるものが 記録されていること、並びに 法人の内部情報保護及び犯罪 予防のため。	期間延長
42	10月20日	申出	建設部建築指導課	平成17年7月1日から平成17年9月30日ま での建築基準法第42条第1項第5号道路位 置指定における道路位置指定位置図、公 図、平面図、丈量図(区画線の入ってい るもの)			取下げ				

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
43	10月21日	請求	環境部環境政策課	H17年度に係る立入検査記録簿、騒音測定結果、指導記録	平成17年度に係る公害状況調査報告書、騒音測定結果について、公害防止に関する改善について(指導)	11月1日	一部開示	申立人の氏名、住所、電話番号、家族構成その他の特定の個人を識別できる情報	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	
44	10月24日	申出	教育委員会総務課	春日井市教育委員会会議録(1987年11月1日～1987年12月31日)	春日井市教育委員会会議録(1987年11月1日～1987年12月31日)	11月28日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
45	11月7日	申出	教育委員会総務課	春日井市教育委員会会議録(1987年9月1日～1987年10月31日)	春日井市教育委員会会議録(1987年9月1日～1987年10月31日)	11月28日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
46	11月21日	申出	教育委員会総務課	春日井市教育委員会会議録(1987年7月1日～1987年8月31日)	春日井市教育委員会会議録(1987年7月1日～1987年8月31日)	12月26日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
47	11月25日	請求	環境部環境政策課	公害状況調査報告書(整理番号17-187)	公害状況調査報告書(整理番号17-187)	12月9日	一部開示	申立人及び土地所有者の住所、氏名及び電話番号、従業員の氏名	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	
48	11月28日	申出	建設部道路課	春日井市(請求日現在では春日井市となっている自治体分を含む)が平成12年度から平成16年度までに国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定に基づく国有財産譲与申請のために作業請負業者と契約した法定外公共物譲与に係る特定作業業務委託契約書又は仕様書(道路法第90条第2項及び下水道法第36条の規定に基づく作業が含まれている場合は、それを除く。個人情報部分を除く。)	春日井市法定・法定外公共物譲与申請書作成業務委託特記仕様書(平成14年度分)	12月12日	全部開示				

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
49	12月1日	申出	教育委員会総務課	春日井市教育委員会会議録 (1987年5月1日～1987年6月30日)	春日井市教育委員会会議録 (1987年5月1日～1987年6月30日)	12月26日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
50	12月9日	請求	財政部市民税課	財政部市民税課の平成17年度短期レンタル複写機の仕様書、見積書	複写機賃借(2台)仕様書、見積書	12月15日	一部開示	法人の代表者印の印影、担当者の印影及び氏名	条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当	法人の代表者の印影は法人の内部情報であり、法人の正当な利益を害するおそれがあるため。また犯罪予防のため。担当者の印影及び氏名は個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため。	
51	12月9日	請求	建設部建築指導課	1 液状化対策について指導、回答などに関する資料の全て 2 建築物の平面図と断面図 ( 産業廃棄物処理施設のもの )	基礎構造における液状化対策方法 建築物の平面図と断面図	12月26日	全部開示				
52	12月13日	申出	教育委員会総務課	春日井市教育委員会会議録 (1987年3月1日～1987年4月30日)	春日井市教育委員会会議録 (1987年3月1日～1987年4月30日)	12月26日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	
53	12月15日	申出	健康福祉部介護保険課	介護認定審査会へ提出された資料及び結果が記載された文書(認知症に係る人の分3件)	介護認定審査会資料及び要介護認定情報に関する文書(認知症に係る事例3件分)	12月28日	一部開示	被保険者番号、氏名、生年月日、福祉番号、個人番号、住所、電話番号、申請番号、調査員番号、医療機関番号、主治医番号、主治医名、医療機関名、所在地、電話番号、FAX番号	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	
54	12月26日	申出	建設部道路課	春日井市が「春日井市法定・法定外公共物譲与申請書作成業務委託」において作成・取得した 国有財産一覧表、 公有財産特定図面、 位置図の電磁的記録	春日井市法定・法定外公共物譲与申請書作成業務委託に係る国有財産一覧表、 国有財産特定図面、 位置図の電磁的記録	1月10日	不開示 (不在)		条例第11条第2項に該当	開示申出に係る公文書については、電磁的記録としては取得・保有していないため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
55	12月26日	請求	教育委員会総務課	市内小中学校におけるアスベスト調査結果(非飛散性建材の調査結果)	市内小中学校におけるアスベスト調査結果(非飛散性建材の調査結果)	2月8日	全部開示				期間延長
56	12月26日	申出	教育委員会総務課	春日井市教育委員会会議録(1987年1月1日～1987年2月28日)	春日井市教育委員会会議録(1987年1月1日～1987年2月28日)	2月7日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
57	12月28日	申出	教育委員会総務課	1991年度(1991年4月1日～1992年3月31日)春日井市教育委員会会議(定例会及び秘密会)の会議録	1991年度(1991年4月1日～1992年3月31日)春日井市教育委員会会議(定例会及び秘密会)の会議録	2月9日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
58	12月28日	申出	教育委員会学校教育課	1991年度(1991年4月1日～1992年3月31日)非違行為報告書	1991年度(1991年4月1日～1992年3月31日)非違行為報告書	2月9日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
59	12月28日	請求	教育委員会学校教育課	2004年度(2004年4月1日～2005年3月31日)春日井市立西山小学校研修承認簿、研修報告書	平成16年度春日井市立西山小学校研修承認簿	2月9日	一部開示	自宅の電話番号、個人の携帯電話の電話番号	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため、又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。	期間延長
					平成16年度春日井市立西山小学校研修報告書	2月9日	全部開示				
60	12月28日	請求	教育委員会学校教育課	2004年度(2004年4月1日～2005年3月31日)春日井市立岩成台中学校研修承認簿、研修報告書	平成16年度春日井市立岩成台中学校研修承認簿、平成16年度春日井市立岩成台中学校研修報告書	2月9日	一部開示	生徒氏名・自宅の電話番号・住所、個人の携帯電話の電話番号	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため、又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。	期間延長
61	1月4日	請求	健康福祉部児童課	1 春日井市病後児保育委託機関選定委員会(平成17年12月6日開催)の議事録及び同委員会において選定委員に配布された資料一式 2 上記委員会を構成した選定委員の氏名及び経歴(委員選出の基準としての専門的知見に関する情報)を記載した書面	平成17年12月6日開催の春日井市病後児保育委託機関選定委員会議事要旨並びに配布資料及び回覧資料、春日井市病後児保育委託機関選定委員会評点表、春日井市病後児保育委託機関選定委員会要綱及び委員名簿	1月16日	一部開示	評点表の委員の氏名	条例第7条第6号に該当	評点表の委員の氏名は、公にすることにより、将来同種の選定委員会において、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
62	1月6日	申出	建設部都市政策課	平成17年10月1日から平成17年12月28日までに春日井市住居表示に関する条例第3条・同規則第4条の様式第2号「建物等移動届」(位置図共)	建物等異動届出書(平成17年10月1日～平成17年12月28日)	1月20日	一部開示	氏名	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	
63	1月16日	請求	下水道部河川排水課	庄内川水系庄内川における河川敷地の占用許可について(意見聴取)の書類全て	庄内川水系庄内川における河川敷地の占用許可について(意見聴取)	1月30日	一部開示	従業員の氏名、法人の印影	条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当	従業員の氏名は、個人情報であって、特定の個人を識別することができるため。法人の内部情報及び犯罪予防のため。	
64	1月18日	請求	建設部住宅施設課	平成17年12月20日執行のパソコン等入札の仕様書及び契約書(建設部住宅施設課)	平成17年12月20日執行のパソコン等入札の仕様書及び契約書	1月25日	一部開示	法人の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の内部情報及び犯罪予防のため。	
65	1月19日	申出	健康福祉部児童課	要支援ケース検討会資料及び議事録任意の2件 春日井市児童虐待実務者会議資料及び議事録 任意の2件	児童虐待要支援ケース検討会資料(保健所関係分)	2月2日	一部開示	個人の氏名、生年月日、電話番号、保育園名、幼稚園名、教師、保育士、民生委員等の氏名、病名、健康状況等個人の権利利益を害するおそれのある部分	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。また、本件文書には児童の虐待の程度等の秘匿性が高い情報が記載されていること等から、開示しないこととした部分を公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。	
66	1月19日	申出	市民病院医療安全管理室	事故報告書 直近のもの3件	平成17年度事故報告書	1月31日	一部開示	ID、患者名、年齢、入室病棟名	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	
67	1月19日	申出	教育委員会総務課	春日井市教育委員会会議録(1986年10月1日～1986年12月31日)	春日井市教育委員会会議録(1986年10月1日～1986年12月31日)	3月2日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
68	1月19日	申出	教育委員会学校教育課	愛知県人事委員会に係る「平成3年第2号事案」について2005（H17）10.1～2006（H18）1.13の間に、愛知県教育委員会から春日井市教育委員会に何らかの照会があった事実又、その内容を示すもの。及び、同照会に対する春日井市教育委員会の回答等の文書	愛知県人事委員会に係る「平成3年第2号事案」について2005（H17）10.1～2006（H18）1.13の間に、愛知県教育委員会から春日井市教育委員会に何らかの照会があった事実又、その内容を示すもの。及び同照会に対する春日井市教育委員会の回答等の文書	3月2日	不開示（不存在）		条例第11条第2項に該当	開示請求に係る公文書を作成又は取得していないため。	期間延長
69	1月23日	請求	消防本部予防課	認知症（痴呆）高齢者グループホーム特別査察に関する書類一式	認知症（痴呆）高齢者グループホーム特別査察（査察実施結果報告書、グループホーム等特別査察実施結果、査察結果通知書）	1月27日	一部開示	査察立会者の従業員の氏名	条例第7条第2号に該当	従業員の氏名は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	
70	1月23日	請求	教育委員会総務課	春日井市立味美小学校始め53校のファックスリースの入札仕様書及び契約書	平成17年度小中学校ファクシミリ仕様書及び賃貸借契約書	3月6日	一部開示	法人の社印及び代表者印の印影	条例第7条第3号、4号に該当	法人の内部情報及び犯罪予防のため。	期間延長
71	1月24日	申出	建設部都市政策課	平成17年4月1日～平成17年9月30日までに提出された春日井市住居表示に関する条例第3条・同規則第4条の様式第2号「建物等移動届」（位置図共）	建物等異動届出書（平成17年4月1日～平成17年9月30日）	2月7日	一部開示	氏名	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	
72	1月26日	請求	環境部環境政策課	平成14年6月1日に求めた「住宅地域内における商業駐車場の設置基準の整備について」に関するその後の検討・論議の記録の全て（今日まで）	報告書（高座台4丁目地内の駐車場建設について、駐車場問題及び駐車場設置条例について、高座台3・4丁目地内駐車場問題について）	2月8日	一部開示	個人の氏名、住所、電話番号及び地番	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	
73	1月30日	申出	教育委員会総務課	春日井市教育委員会会議録（1961年4月1日～1961年5月31日）	春日井市教育委員会会議録（1961年4月1日～1961年5月31日）	3月2日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
74	1月30日	申出	教育委員会総務課	春日井市教育委員会会議録（1986年8月1日～1986年9月30日）	春日井市教育委員会会議録（1986年8月1日～1986年9月30日）	3月2日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
75	2月8日	申出	教育委員会総務課	春日井市教育委員会会議録 (1961年6月1日～1961年7月31日)	春日井市教育委員会会議録 (1961年6月1日～1961年7月31日)	3月2日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
76	2月8日	申出	教育委員会総務課	春日井市教育委員会会議録 (1986年6月1日～1986年7月31日)	春日井市教育委員会会議録 (1986年6月1日～1986年7月31日)	3月2日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
77	2月14日	請求	財政部管財課	平成18年2月6日入札の学校備品(小学校)入札に係る仕様書	平成18年2月6日入札の学校備品(小学校)入札に係る仕様書	2月20日	全部開示				
78	2月21日	請求	下水道部河川排水課	砂防指定地内行為の連絡調整会議の開催について	砂防指定地内行為の連絡調整会議について(17春河第383号)	3月8日	一部開示	従業員の氏名、法人の印影、申請地及び隣接地に係る個人の住所、氏名	条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当	氏名及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。法人の内部情報及び犯罪予防のため。	
79	3月3日	申出	教育委員会総務課	春日井市教育委員会会議録 (1986年4月1日～1986年5月31日)	春日井市教育委員会会議録 (1986年4月1日～1986年5月31日)	3月22日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
80	3月3日	申出	教育委員会総務課	春日井市教育委員会会議録 (1961年8月1日～1961年9月30日)	春日井市教育委員会会議録 (1961年8月1日～1961年9月30日)	3月22日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
81	3月8日	申出	建設部建築指導課	平成17年4月1日から平成18年2月28日までに確認のおりた「建築計画概要書」の2面、3面(可能であれば電磁的記録の交付を希望)	建築計画概要書	4月21日	全部開示				期間延長

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
82	3月9日	申出	健康福祉部社会課	平成17年7月22日の春日井保健所への出張(社会課)に係る復命書	精神保健福祉事例研究会(平成17年7月22日開催)に関する復命書	3月22日	一部開示	事例対象者氏名、年齢、地区、ケース番号、病名、関係機関名及び出席者氏名、親族の続柄、その他個人の権利利益を害するおそれがある記述部分	条例第7条第2号に該当	個人情報に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの及び公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。	
83	3月13日	請求	建設部住宅施設課	市営住宅の滞納状況(人数、金額)がわかる文書(平成18年2月末)	住宅・駐車場使用料の滞納内訳、市営住宅家賃等滞納整理事務処理要領	3月23日	一部開示	個人名	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	
84	3月17日	申出	下水道部下水管理課	下水道使用料の支払を不正に免れていた事例において過料の賦課に関する文書。	春日井市下水道条例に基づく過料の減額について(伺)、春日井市下水道条例違反事件の過料の減額に係る納入通知書の送付について(通知)	3月29日	一部開示	訴外関係者の氏名	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	



## 資料2 個人情報保護実施状況一覧表

整理番号	受付日	区分	担当課等	開示(訂正)請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他保有個人情報特定するに足る事項	開示請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示等しないこととした部分	開示等しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
1	5月30日	開示請求	市民経済部 市民課	住民票の写し等交付申請書について 月 日から 月 日までの に係る請求のもの	住民票の写し等交付申請書(平成 年 月 日から 月 日までの開示請求者に係る請求のもの)	6月1日	不開示 (不存在)		第21条第2項に該当	開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。	
2	8月18日	開示請求	教育委員会 学校教育課	無効となった 年 月 日付け戒告処分に関する現存文書(全て)	欠勤の速報について、非違行為について(報告)、教員の処分について(内申)、教員の懲戒処分について(通知)、懲戒処分の内申について(回答)、懲戒処分無効確認等請求事件判決に伴う教職員の帳簿等の整理について(通知)、教職員の給料調整について(通知)	9月29日	全部開示				期間延長
					欠勤について(報告)	9月29日	一部開示	児童及び卒業生の氏名、人間ドック受診者の氏名、話し合い・交渉等の記録、開示請求者以外の連絡先、抗議文等の提出のあった職員団体の印影及び連絡先	条例第17条第3号、第4号、第5号及び第7号に該当	児童及び卒業生の氏名、人間ドック受診者の氏名、開示請求者以外の連絡先は、開示請求者以外の個人に関する情報であって個人を識別することができるものが記録されているため。職員団体の印影及び連絡先は、当該団体等に関する情報であって公にすることにより当該団体等の正当な利益を害するおそれがあるため。また、印影は犯罪予防のため。話し合い・交渉等の記録は、開示されると今後の交渉に影響を与え、地方公共団体の当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、ひいては、人事管理上の意思決定等の事務事業の適切な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるため。	
3	9月22日	開示請求	建設部公園 緑地課	昭和44年に が提出した申請書(申請者の筆跡がわかるもの)	昭和44年に が提出した申請書	10月4日	不開示 (不存在)		第21条第2項に該当	開示請求に係る公文書を取得しておらず、よって当該公文書を保有していないため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	開示(訂正)請求等に係る保有個人情報に記載されている公文書の名称その他保有個人情報を特定するに足る事項	開示請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示等しないこととした部分	開示等しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
4	11月8日	開示請求	市民病院業務課	平成 年 月 日交通事故に関して(本人の)カルテの開示、地検への回答書の開示	カルテ(平成 年 月 日交通事故分)	11月22日	全部開示				
					名古屋地方検察庁への回答文書		不開示	条例第17条第1号及び第5号に該当	刑事訴訟法第53条の2第2項は、「訴訟に関する書類」を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定を適用しないこととしており、本市の個人情報保護法制においてもこれに準じて判断すべきであり、法令等により本人に開示することができない情報(第1号)に該当するため。 本件回答文は、名古屋地方検察庁が具体的な刑事事件の捜査のために、刑事訴訟法第197条第2項に基づいて照会したものであり、開示することにより犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報(第5号)に該当するため。		
5	12月4日	開示請求	市民経済部市民課	平成 年 月 日より平成 年 月 日までの間に 住民票の写しの交付申請書	住民票の写し等交付申請書(平成 年 月 日から 月 日までの開示請求者に係る請求のもの)	12月7日	不開示(不存在)		第21条第2項に該当	開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。 (平成17年11月1日から12月2日までの期間に住民票の写し等交付申請の記録は存在しないため。)	
6	12月27日	開示請求	総務部人事課	懲戒審査委員会の議事録及び一切の資料	春日井市職員懲戒審査委員会議事要旨及び一切資料	1月5日	一部開示	開示請求者以外の処分を受けた職員の職、氏名、処分内容、生年月日、採用年月日及び宅地の住所並びに状況聴取した職員の職及び氏名	条例第17条第3号に該当	開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。なお、当該情報は、職員に分任された職務の遂行に係る情報とは認められず、よって第17条第3号ただし書ウに該当しないため。	

区分	担当課等	訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日 その他当該保有個人情報を特定するに足りる 事項	訂正請求の趣旨及び理由	訂正を求める内容		個人情報訂正 (不訂正)の決 定の通知をし た日	訂正請求にかかる保有個人情報が 記録されている公文書の名称	訂正しな いことと した理由	備考
				訂正前	訂正後				
訂正 請求	教育委員会 学校教育課	無効となった 年 月 日付戒告処分に関 する現存文書(全て)	上記処分が無効と確定したにもかかわらず、 文書上その旨が記載されずに保存されてお り、請求者の名誉が傷つけられたままとなっ ているため	「戒告処 分」及び 「欠勤」と 記載され ている部 分全て	「戒告処 分」及び 「欠勤」は 無効であ り、誤り であった 旨の記載	2月24日	欠勤の速報について、欠勤につい て(報告)、非違行為について(報 告)、教員の処分について(内申)、 教員の懲戒処分について(通 知)、懲戒処分の内申について(回 答)	訂正す べき事 実 は な い。	期間延長

資料3 平成17年度会議公開実施状況一覧

担当課	附属機関等の名称	公開非公開 の状況	会議開催数		傍聴 人数
			公開	非公開	
秘書課	表彰審査委員会	非公開		1	
企画課	行政評価委員会	一部公開	2	3	4
	総合計画審議会				
	名古屋空港問題調査会				
文化課	市民会館運営審議会	一部公開	0		0
交通対策課	自転車等駐車対策協議会				
	交通災害等共済審査委員会				
	交通安全推進協議会	公開	4		1
総務課	開発事業紛争調停委員会	公開	1		0
	行政改革推進委員会	公開	2		1
人事課	特別職報酬等審議会	公開	2		0
市民安全課	防災会議	公開	1		0
情報政策課	情報公開・個人情報保護審査会	一部公開	1	3	1
	個人情報保護審議会	公開	3		3
生活課	市民憲章審議会				
	社会奉仕活動事故見舞金支給審査委員会				
	ボランティア支援センター調査研究委員会	公開	5		9
青少年女性課	青少年問題協議会	公開	1		0
	男女共同参画審議会	公開	2		1
少年センター	少年センター運営協議会	公開	2		10
青少年女性センター・勤労青少年ホーム	青少年女性センター・勤労青少年ホーム運営委員会	公開	2		0
国保年金課	国民健康保険運営協議会	公開	2		0
経済振興課	商工業振興審議会	公開	0		0

担当課	附属機関等の名称	公開非公開 の状況	会議開催数		傍聴 人数
			公開	非公開	
福祉課	高齢者総合福祉計画推進協議会	公開	5		2
	障害者施策推進協議会	公開	2		4
	福祉作業所等通所審査委員会	一部公開	2		1
社会課	民生委員推薦会	非公開		7	
介護保険課	(全体会)	公開	0		0
	介護認定審査会 (連絡会)	一部公開	2		1
	(合議体)	非公開		348	
	介護相談委員会	公開	1		0
	老人ホーム入所判定委員会	非公開		4	
	在宅介護支援センター運営協議会	公開	2		0
	福祉有償運送運営協議会	公開	3		16
	福祉有償運送運営協議会調整会議	公開	1		9
	高齢者虐待防止連絡協議会	公開	1		0
	地域包括支援センター運営等協議会	公開	1		0
児童課	障害児保育審査委員会	非公開		2	
	児童虐待防止協議会	非公開		1	
	次世代育成支援対策地域協議会	公開	2		0
健康推進課	予防接種健康被害調査委員会				
	健康づくり推進協議会	公開	2		0
	保健計画推進委員会	公開	4		2
	救急医療対策協議会				
	0157対策連絡会				
	結核・肺がん検討委員会				
環境政策課	環境審議会	公開	3		5
ごみ減量推進課	廃棄物減量等推進審議会	公開	3		4
都市政策課	町名等審議会	公開	1		0
	都市計画審議会	公開	1		0
	都市景観審議会	公開	1		0

担当課	附属機関等の名称	公開非公開 の状況	会議開催数		傍聴 人数
			公開	非公開	
公園緑地課	緑の審議会	公開	1		0
都市整備課	松河戸土地区画整理審議会	一部公開	1		0
建築指導課	建築審査会	一部公開	1	7	4
	旅館等建築審査会	非公開		0	
	開発審査会	非公開		6	
事業課	勝川駅前土地区画整理審議会	一部公開	2		0
	勝川駅南口周辺土地区画整理審議会	一部公開	1	1	0
河川排水課	水防協議会	公開	1		0
消・総務課	消防賞じゆつ金等審査委員会				
学校教育課	通学区域審議会	公開	2		0
	いじめ・不登校対策協議会	非公開		2	
	学校保健結核対策委員会	非公開		3	
	就学指導委員会	非公開		3	
生涯学習課	社会教育審議会	公開	2		0
	生涯学習推進懇話会	公開	3		0
文化財課	文化財保護審議会	公開	1		0
	(仮称)春日井市歴史民俗資料館建設検討委員会	公開	4		0
道風記念館	道風記念館運営協議会	公開	1		0
体育課	スポーツ表彰審査会	非公開		1	
図書館	図書館協議会	公開	3		6
学校給食センター	学校給食センター運営委員会	公開	2		0
			92	392	84

非公開で行われた会議の392回のうち、介護認定審査会(合議体)が348回になっています。

## 平成 17 年度情報公開・個人情報保護施行状況報告書

平成 18 年 6 月発行

発行 春日井市総務部情報政策課

問い合わせ 〒486 - 8686

春日井市鳥居松町 5 丁目 4 4 番地

春日井市総務部情報政策課情報公開担当

電話番号 (0568) 85 - 6129



ISO 14001 認証取得

「環境にやさしい自治体 春日井市」